

# 3歳児から5歳児までの幼稚園、保育所、認定こども園など を利用する子どもの利用料を**無償化**しています。

※ 0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもも対象になります。

## 無償化の内容

### 【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳児から5歳児までの全ての子どもの利用料を無償化しています。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。  
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
- 3歳児から5歳児のすべての子どもについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が月額4,900円まで免除されます。(4,900円を超える場合は各園で徴収します。)なお、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。  
(注) 延長保育・特別保育(預かり保育事業)や一時保育(一時預かり事業)に係るおやつ代は自己負担となります。
- 主食費につきましては、令和8年度も無償化を予定しています。
- 0歳児から2歳児までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されています。
  - 子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、更別村多子世帯保育料軽減事業助成により18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもからカウントし、第2子以降の利用料を還付いたします。
  - さらに、令和5年度より更別村保育料軽減事業により第1子の利用料を半額化しています。利用料は毎月の徴収時に本来徴収すべき額を半額としていますので、手続き等はありません。

### 【対象となる施設・事業】

- 村内の幼稚園・認定こども園すべてが対象となります。

## 更別幼稚園・認定こども園上更別幼稚園の 延長保育・特別保育（預かり保育事業）を利用する子ども

### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受け、**新2号認定を受ける必要**があります。

(注)「保育の必要性の認定」の要件については、**就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)**があります。

- 幼稚園の利用料に加え、**延長保育・特別保育は月額1.13万円までの利用料が実質無償化**されます。

(注)利用料を一度、お支払いいただき3か月ごとに償還いたします。対象者には文書を送付します。

## 認定こども園上更別幼稚園・どんぐり保育園の 一時保育（一時預かり事業）を利用する子ども

### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受け、**新2号、新3号認定を受ける必要**があります。

(注1)幼稚園、保育園、認定こども園を利用していない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

- **3歳児から5歳児までの子どもは月額3.7万円まで、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもは月額4.2万円までの利用料が実質無償化**されます。

(注)利用料を一度、お支払いいただき3か月ごとに償還いたします。対象者には文書を送付します。

※令和7年12月1日現在での情報であり、今後変更となる場合もございます。

問い合わせ先：子育て応援課子育て応援係（福祉の里総合センター内）

TEL:0155-53-3700

MAIL: kosodate@sarabetsu.jp